

2021年11月5日

## 【最終のご案内】「JFS 規格取得モデル事業者」追加公募

### ● 募集内容：

輸出拡大並びに JFS 規格普及のために、日本発の食品安全マネジメントシステム認証・JFS 規格の認証または適合証明（以下、「認証等」という）の取得を希望される食品事業者に対して、対象区分に応じて認証等取得に係る費用を補助いたします。（本年度最終のご案内です）

### ● 募集期間：2021年11月5日（金）～12月31日（金）

※区分ごとに1社採択次第、募集期間内終了前でも応募を締切の場合もありますので、予めご了承ください。

### ・募集対象と補助金額：

区分	対象者	対象数	補助金額
1	輸出開始、輸出促進のため JFS 規格※ <sup>1</sup> を取得する事業者	1社	補助対象経費※ <sup>2</sup> に対し、補助率 100 % かつ上限 75 万円
2	JFS 規格（フードサービス）を取得する事業者	1社	補助対象経費※ <sup>3</sup> に対し、補助率 100 かつ上限 20 万円

※<sup>1</sup> JFS 規格は、JFS-A、JFS-B、JFS-C 規格に限り、以下事業者に対しては優遇する

- ・ JFS-C 認証規格の取得で応募される事業者
- ・ JFS-C 認証規格のセクター・サブセクターが CII もしくは K で応募される事業者
- ・ 輸出重点品目（27 品目）が含まれた輸出計画書を有す事業者

※<sup>2</sup> 補助対象経費：審査・監査に係る費用（審査・監査費用、登録費用、コンサルティング費用（消費税抜き））

※<sup>3</sup> 補助対象経費：監査に係る費用（監査費用、登録費用（消費税抜き））

### ● 応募の条件：

#### ① 認証等の登録完了について

原則 2021 年 5 月 26 日～2022 年 2 月末までに初回登録が完了又は見込みであること。

注）既に認証等の初回登録が完了されている場合は、事務局へご相談ください。

#### ② 認証等取得報告書の作成・提出について

認証等の取得に関して、以下の内容を報告書に整理し、認証等の現地審査/監査完了後、1 か月以内に事務局へ提出すること。

（内容）

組織概要、審査/監査内容の詳細、構築および運用で工夫した点、認証等取得に係る費用内訳等。

③ 事例紹介に基づく普及活動へのご協力について

認証等の取得による食品輸出に関する取材、事例紹介のためのセミナーもしくは動画作成（トップマネジメントなどのインタビュー、JFS 規格取得工場の撮影含む）にご協力いただけること。

● 応募方法：

以下の申請書類をメールにてご応募ください。

モデル事業者決定後に、認証等取得計画書等の追加書類の提出をお願いする場合がございます。

区分	申請書類
1	<ul style="list-style-type: none"><li>● 様式第 1（JFS 規格取得モデル事業者申請書）</li><li>● 様式第 2（反社会的勢力ではないことの表明及び確約について）</li><li>● 様式第 3（輸出計画書）</li><li>● 直近 3 期分の決算書※<sup>4</sup></li></ul>
2	<ul style="list-style-type: none"><li>● 様式第 1（JFS 規格取得モデル事業者申請書）</li><li>● 様式第 2（反社会的勢力ではないことの表明及び確約について）</li><li>● 直近 3 期分の決算書※<sup>4</sup></li></ul>

※<sup>4</sup> 貸借対照表、損益計算書、減価償却費の分かる販売費及び一般管理費の明細等。

- ・設立 1 年未満の法人又は設立 1 年目の決算が確定していない法人は、様式第 4：事業に関する事業計画書及び収支予算書を添付してください。
- ・設立 3 年未満の法人は、直近（1 期分もしくは 2 期分）の決算書を添付してください。

● 結果通知：

応募受理後 2 週間程度で結果を通知いたします。1 事業者 1 件の採択とします。

● 応募・問い合わせ先：

一般財団法人 食品安全マネジメント協会 事務局  
(住所) 〒104-0042 東京都中央区入船 3 丁目 10 番 9 号  
(E-mail) info@jfsm.or.jp (TEL) 03-6268-9691  
(担当) 小谷、竹下、伊藤